

第3号様式（第15条、第17条、第18条関係）

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
(宛先) 京都府知事		平成29年 9月 8日					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 東京都北区赤羽二丁目1番1号		氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 合同会社西友 代表社員ウオルマート・ジャパン・ホールディングス合同会社 職務執行者 スティーブン・ハイズ・ジョン 電話 03-3598-7751					
主たる業種	総合スーパー	細分類番号	5 6 1 1				
事業者区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで						
基本方針	長期的な視野に立ち、地球環境の保全・地域社会の繁栄・より多くのお客様や従業員の健康と暮らしの向上等に寄与するため、サステナビリティを事業活動と一体を成す不可欠な活動として推進します。						
計画を推進するための体制	設備の改善はデイバップメントセンター本部施設部が主導し、日常のオペレーションは店長が中心に管理する。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26~28) 年度	第1年度 (29) 年度	第2年度 (30) 年度	第3年度 (31) 年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	8,511.4 トン	8,511.4 トン	8,511.4 トン	8,511.4 トン	0.0 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	8,156.2 トン	8,511.4 トン	8,511.4 トン	8,511.4 トン	4.4 パーセント	
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	目標の根拠	これまでの過度な省エネを見直し、また要冷商品の品質管理を強化したことからエネルギー使用量が増加する懸念がありますが、計測的な省エネを実施し現状維持を目標とします。					
	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28) 年度	第1年度 (29) 年度	第2年度 (30) 年度	第3年度 (31) 年度	増減率
	総合スーパー等	事業活動に伴う排出の量 (延べ床面積 76,7982千m ²)	110.83	110.83	110.83	110.83	0.00 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
具体的な取組及び措置の内容	原単位の指標及び目標の根拠	これまでの過度な省エネを見直し、また要冷商品の品質管理を強化したことからエネルギー使用量が増加する懸念がありますが、計測的な省エネを実施し現状維持を目標とします。					
	重点的に実施する取組の実施計画	基準年度 (28) 年度	第1年度 (29) 年度	第2年度 (30) 年度	第3年度 (31) 年度	備考	
		75.0 パーセント	75.0 パーセント	75.0 パーセント	75.0 パーセント		
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	(29) 年度	・適正照度の維持管理 ・空調温度、湿度の適正化 ・空調機、冷冻冷藏設備のメンテナンス強化 ・デマンドコントロール					
	(30) 年度	・適正照度の維持管理 ・空調温度、湿度の適正化 ・空調機、冷冻冷藏設備のメンテナンス強化 ・デマンドコントロール					
	(31) 年度	・適正照度の維持管理 ・空調温度、湿度の適正化 ・空調機、冷冻冷藏設備のメンテナンス強化 ・デマンドコントロール					
措置の内容	既に社則により、自動車通勤は許可制になっている。						
	上記の措置を採用する理由	社内就業規則により定められているため。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (29) 年度	第2年度 (30) 年度	第3年度 (31) 年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	府内産の木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン			
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	●エネルギー効率の高い施設・設備への転換、日常の運用改善により地球温暖化ガスの排出の抑制を図る。 ●廃棄物の発生抑制、リサイクルに努める。●お取引様と協力し、容器・包装・レジ袋の削減に努める。 ●コストや技術進歩の動向を見据えて再生可能なエネルギーの導入を検討する						
特記事項							

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

5 「重点的に実施する取組の実施計画」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。